



「製造業における職長等の能力向上教育」 開催のご案内

新潟労働基準協会・新発田労働基準協会・新津労働基準協会 合同開催

製造業における労働災害防止を推進する上で、職長等の果たすべき役割は非常に重要であることから、厚生労働省通達（令和2年3月31日付け基発0331第7号都道府県労働局長あて厚生労働省労働基準局長通知）により、「製造業に係る事業者は、職長等に対し、新たにその職務に就くこととなった後おおむね5年ごと及び機械設備等を大幅に変更した時に、職長等能力向上教育を行うものとする」と規定されております。（法要求事項）

つきましては、製造現場の責任者として日々ご活躍されている職長の方々の能力向上を目的とした「能力向上教育」（職長への再教育）を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

（本教育は新潟労働基準協会、新発田労働基準協会および新津労働基準協会が合同で開催します。）

これまで大勢の方に受講していただいております「職長教育」に加え、この「能力向上教育」も受講が義務づけられておりますので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

私どもの協会は、この「能力向上教育」を重視しており、建設業の方々を対象にした能力向上教育を、新潟・新発田・新津の3協会が合同で令和8年8月27日に実施しました（1回目）。また令和9年2月18日にも開催を予定しております（2回目）。『労働基準ニュース』6月号に折り込みました案内文書をご参照願います。）

記

1. 日時・会場

日 時	時 間	会 場	定 員
11月27日（金）	9時～16時	胎内市産業文化会館 （胎内市新和町2番5号） （Tel 0254-43-2330）	30名

※ 当日の受付は開始20分前から行います。

2. 受講対象者

- ① 職長等に対し、新たにその職務に就くこととなった後、概ね5年ごと
- ② 機械設備等を大幅に変更したとき

3. 講習科目

- ① 職長等として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること
- ② グループ演習（職長等の職務を行うにあたっての課題、他）

4. 受講料（テキスト代込み、消費税を含む）

8,500円（非会員10,500円）

5. 申込み方法

- (1) 申込書に記入の上、Fax 又は郵送等で11月19日(木)迄にお申し込みください。

なお、受講料は、銀行振込または事務局に現金持参でお願いいたします。(原則前納でお願いしております。)

○胎内市新和町2番5号(胎内市産業文化会館内)

○新発田労働基準協会(Tel 0254-43-2330 Fax 0254-44-8561)

○銀行振込先 第四北越銀行 中条中央支店 普通口座 No. 1056361

- (2) 受講者の変更は可能ですが、事前に連絡をお願いいたします。

6. その他

- (1) 全課程を修了した方には、修了証を交付いたします。なお修了証の発行者名は、本教育主担当の「新発田労働基準協会」となります。

- (2) 携行品は、筆記用具、昼食(外食可)を持参ください。

以上

このまま送信ください

(FAX 0254-44-8561)

「製造業における職長等の能力向上教育」申込書

☐ 協会員 ☐ 非協会員 (該当に✓を付してください)

事業所名	Tel		
	Fax		
所在地	〒		
※受付番号 (記入不要)	受講者氏名	生年月日	「職長教育」の修了年を ご記入ください(修了 証に裏書します)
		昭平 . .	
		昭平 . .	

(該当に✓を付してください)

☐ 受講料 名分の 円を添えて申込みます。(振込予定 月 日)

☐ 事務所に現金持参(来所予定 月 日)

令和 年 月 日

申込み責任者

新発田労働基準協会 行

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、本教育の実施および修了書の管理以外は使用いたしません。